

## 専 決 処 分 報 告 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年5月29日

宮代町長 新 井 康 之

## 専 決 処 分 書

事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 18 日

宮代町長 新 井 康 之

- 1 事故発生日時 令和 6 年 12 月 14 日（土） 午前 11 時 00 分頃
- 2 事故発生場所 宮代町字西原 268 番 1
- 3 被 害 者
- 4 事故の概要 上記日時、駐車場内の樹木の枝が強風により落下し、駐車場に駐車中の自動車のルーフを損傷する事故が発生した。
- 5 損害賠償額 267,512 円